

マーク概要

対 = 対象 (特記ない場合、どなたでも) 日 = 日時・日程 会 = 会場 講 = 講師 費 = 費用 (特記ない場合、無料)

他 = ほかの情報 (「保育可」は生後5か月以上で首がすわっている子〜未就学児が対象) 申 = 申込方法 (特記ない場合、発行日時点で申込可) 問 = 問合せ先 区HPQ 00000 = 区のホームページの検索メニュー ページIDから探すへ番号入力でページを表示 世 = 要件を満たすとせたがやPayのポイントがもらえます



区の手続きや施設・イベント案内は **せたがやコール** (午前8時〜午後9時 年中無休)

☎03-5432-3333 FAX 03-5432-3100 ●問合せフォーム 区HPQ 8436



世田谷区の風景づくりにご意見をお寄せください

～世田谷区風景づくり計画改定(素案)～

この計画は、風景づくりをみんなで目指す「理念」やみんなで取り組む「手立て」等をまとめた計画です。前回の改定以降の社会状況の変化や課題等に対応するため、見直しを検討しています。



風景って？

「風景」とは、目に見える景色だけでなく、風土と文化や歴史の表れであり、そこに生活する人々によって創造され、受け継がれてきたものです。まちへの愛着を深め、地域の個性や価値観を形成する、人々の共有の財産です。

風景づくりって？

「風景づくり」とは、地域の個性あふれる世田谷らしい風景を、守り、育て、つくることです。みどりとみず恵まれた住宅都市としての魅力や質を、さらに高めます。

これまで取り組んできたこと

- 建設される建築物等の風景への配慮を誘導
- 区民による風景づくりの取り組みを支援
- 風景づくりの普及・啓発
- 魅力的な公共施設の整備 など

主に課題となっていること

- 風景に対する区民の関心は高いが取り組みへの参加は少ない
- 風景づくり活動の担い手の減少
- 風景への配慮が必要な項目の基準化やガイドラインによる誘導
- 大規模な再開発等の際に風景づくりの早期調整が必要
- 公共施設における風景づくりの手立ての充実化 など

現在の計画を継承しながら、次のような視点で見直します

- 1 区民が風景づくりを身近に感じ、取り組める仕組みを整えます**
 - 気軽に風景づくりを楽しめるような周知・啓発 など
- 2 街の未来を考えて、風景づくりの誘導を進化させます**
 - ウォークابلやグリーンインフラ等の新たな視点を取り入れる
 - 誘導上課題となっている風景への配慮事項について基準を見直す など
- 3 地域の風景を先導する公共施設の風景づくりをさらに推進します**
 - 公共施設における風景づくりの考え方や、公共施設の整備に関する指針を見直す



区HPQ 27557

- 素案閲覧場所

区HP、都市デザイン課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、図書館
- 提出方法

●区HPから ●区へ書面(書式自由)をFAX・郵送・持参
※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。
※障害等により前記方法での提出が難しい場合は、区へご相談ください。
- 記入事項

①ご意見・ご提案②住所または勤務先・通学先の所在地・名称③氏名④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地
- 提出期限

10月6日(必着)
- 意見の公表

8年3月(予定)
- 問都市デザイン課

〒158-0094 玉川1-20-1 ☎6432-7153 FAX 6432-7996